



道頓堀火災受け防火体制を緊急点検

市民の安全と安心の確保に向けて

豊中市消防局は、8月18日に大阪・道頓堀で発生した雑居ビル火災を受け、市民の安全確保と火災の未然防止を図るため、8月20日から市内の雑居ビルを対象とした特別査察（緊急の立入検査）を実施しています。

今回の特別査察では、特に飲食店が入居する市内の雑居ビルに対して実施。火災予防体制の徹底を目的に、避難経路の確保状況や火気設備の管理状況を重点的に確認し、不備が発見された場合には速やかに指導を行います。

特別査察の概要

1 目的

建物における火災予防を徹底するため

2 対象の建物

厨房部分が存する4階建て以上の直通階段が1つの雑居ビル（市内9棟）

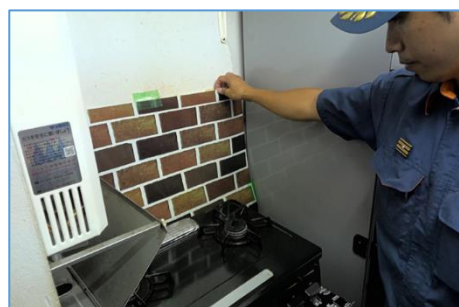
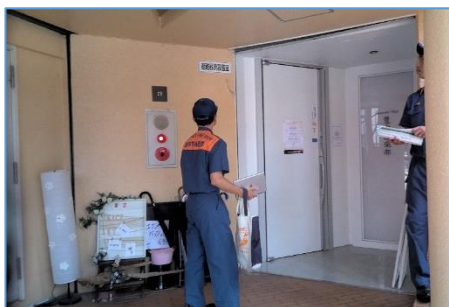
3 検査内容

（1）階段などの避難経路に物が置かれていないかの確認

（2）コンロなどの火気設備が適切に管理されているかの確認

4 検査結果（20日16時現在）

- 6棟の査察を行い、1棟で消防法令の違反を確認しました。
- ビル関係者に「コンロ周りに燃えやすいものを置かないこと」を指導しました。
- 残りの3棟については25日までに立入検査を実施予定です。



【報道機関からの問い合わせ先】

消防局予防課

担当：是常 TEL：06-6846-8429

E-mail：yobou@city.toyonaka.osaka.jp